

資格の大原

第76回 税理士試験 法人税法

解答・合格ラインの読み

※問題・答案用紙は国税庁ホームページにてご確認ください。

今年も税理士試験
官報合格者の

多くが大原生です!!

■2025年度(第75回)税理士試験
大原生官報合格占有率(2026年1月8日現在)

48.5%

大原の合格者数は
直近1年分です!

比べたら分かる!
安心の実績

大原生合格者

256名

(専門課程 11名を含む)

全国官報合格者

527名

昨年から合格発表方法が変更され
合格者の確認が難しくなりました
<詳細は大原HPへ>



※大原生合格者は、全国大原グループにおいて合格するための授業、模擬試験等がすべて含まれたコースで、税理士試験合格に必要な受験科目の過半数を受講した方を対象としています。
◎資格の大原の合格実績には、公開試験のみの受講生、出版教材のみの購入者、資料請求者、情報提供のみの登録者、無料の役務提供者は一切含まれておりません。
※2024年度(第74回)税理士試験より合格発表の方法が受験地・受験番号・氏名から受験地・受験番号となり、合格者の確認が難しくなりました。

本解答は令和8年8月7日14時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

〔第一問〕

問1(1) (10点)

〔1〕 A社の取扱い (6点)
(1) 税務上の処理 (3点) (本文2点、なお書き1点)
A社は、自社の土地を当期中にB社へ譲渡し引渡しているため、 <u>土地売上高100,000,000円は当期の益金の額に算入され①</u> 、その原価の額30,000,000円は収益との個別対応により <u>当期の損金の額に算入される①</u> 。なお、土地の時価と対価の差額60,000,000円(100,000,000円－40,000,000円)はB社に対する資産の贈与として、 <u>寄附金の額に該当し、一般寄附金の損金算入限度額を超える部分の金額は当期の損金の額に算入しない①</u> 。
(2) 法的な理由 (3点)
① 寄附金の額 (1点)
寄附金の額は、寄附金、抛出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、次の価額をいう。ただし、広告宣伝費、見本品費その他これらに類する費用、交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。
・内国法人が金銭その他の資産の贈与をした場合 … その金銭の額、金銭以外の資産のその贈与時の価額
② 低額譲渡等 (1点)
内国法人が資産の譲渡をした場合において、その対価の額がその譲渡時の価額に比して低いときは、その対価の額とその価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額は、①の寄附金の額に含まれる。
③ 損金不算入額 (1点)
内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額の合計額のうち、次の一般寄附金の損金算入限度額を超える部分の金額は、各事業年度の損金の額に算入しない。
$\{(\text{期末資本金の額及び資本準備金の額の合計額} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000}) + (\text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100})\} \times \frac{1}{4}$
〔2〕 B社の取扱い (4点)
(1) 税務上の処理 (3点)
B社の当該土地の <u>取得価額は、時価相当額100,000,000円①</u> となり、土地の時価と対価の差額(60,000,000円)は、 <u>無償による資産の譲受けに該当①</u> ☆するため、 <u>受贈益として当期の益金の額に算入される。</u> ———①
(2) 法的な理由 (1点) ☆
① 取得価額
固定資産の取得価額は、交換・贈与等により取得した場合には、取得時における取得のために通常要する価額とその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額との合計額とする。

問1(2) (16点)

〔1〕 Xが個人株主の場合 (7点)
(1) A社の取扱い (6点)
① 税務上の処理 (2点) ※譲渡損益調整資産の分析(固定資産、帳簿価額1,000万円以上の旨)は③(㊸)があれば不要。
A社がC社に行った本件譲渡について、 <u>土地売上高</u> 、その <u>原価の額</u> 及び <u>寄附金の額の取扱い</u> は問1(1)と同様①である。また、当該
<u>土地は固定資産に該当し、帳簿価額が10,000,000円以上(30,000,000円)</u> であるため、 <u>譲渡損益調整資産に該当する。</u> ——①
したがって、 <u>譲渡利益額70,000,000円</u> (100,000,000円－30,000,000円)に相当する金額は、 <u>当期の損金の額に算入される。</u>
② この処理に伴って必要となる手続 (1点) ☆
A社はその譲渡の後遅滞なく、 <u>C社に対し</u> 、その譲渡した資産が <u>譲渡損益調整資産である旨を通知</u> しなければならない。
③ 法的な理由 (3点)
(イ) 損益の繰延 (2点)
内国法人(普通法人又は協同組合等に限る。)が譲渡損益調整資産を完全支配関係がある他の内国法人(普通法人又は協同
組合等に限る。)に譲渡した場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額(㊴－㊵)又は譲渡損失額(㊵－㊴)に相当す
る金額は、その譲渡した事業年度の損金の額又は益金の額に算入する。
㊴ 譲渡収益の額
㊵ 譲渡原価の額
(㊸) 譲渡損益調整資産 (1点)
固定資産、棚卸資産である土地等、有価証券(売買目的有価証券を除く。)、金銭債権及び繰延資産で譲渡直前帳簿価額が
1,000万円以上であるものをいう。
(2) C社の取扱い (1点)
本件譲渡において、C社が <u>取得した土地</u> については、問1(1)「〔2〕B社の取扱い」と同様の取扱いとなる。
〔2〕 Xが法人株主の場合 (7点)
(1) A社の取扱い (4点)
① 税務上の処理 (2点) ※の部分は③(イ)の規定があれば不要
A社がC社に行った本件譲渡について、 <u>土地売上高</u> 及びその <u>原価の額の取扱い</u> は問1(1)と同様である。また、 <u>譲渡損益調整資産</u>
<u>の取扱い</u> についても、 <u>〔1〕(1)①と同様①</u> である。なお、 <u>寄附金の額60,000,000円</u> については、 <u>完全支配関係(法人による完全支配</u>
<u>関係に限る。)</u> があるC社に支出したもの※であり、 <u>当期の損金の額に算入されない①</u> 。
② この処理に伴って必要となる手続 (1点) ☆
〔1〕(1)②と同様である。

問1(2) (続き)

③ 法的な理由 (1点)
(イ) 寄附金の損金不算入
内国法人が各事業年度において完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人に支出した寄附金の額は、各事業年度の損金の額に算入しない。
(2) C社の取扱い (3点)
① 税務上の処理 (2点) ※の部分は②(イ)の規定があれば不要
本件譲渡において、C社が取得した土地については、問1(1)「〔2〕B社の取扱い」と同様①の取扱いとなるが、完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）があるA社から受けた※ 受贈益の額60,000,000円は、当期の益金の額に算入されない①。
② 法的な理由 (1点)
(イ) 受贈益の益金不算入
内国法人が各事業年度において完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人から受けた受贈益の額は、各事業年度の益金の額に算入しない。
〔3〕C社を外国法人と想定した場合 (2点) ★ (本文1点、なお書き1点)
A社がC社に行った本件譲渡について、土地売上高及び原価の額の取扱いについては問1(1)と同様である。なお、C社は国外関連者に該当し、本件譲渡は国外関連取引に該当し、A社がC社に支払う対価の額（40,000,000円）が独立企業間価格（時価100,000,000円）に満たないため、移転価格税制が適用される。したがって、その国外関連取引は独立企業間価格で行われたものとみなして、その差額60,000,000円は、当期の損金の額に算入されない。なお、A社は国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するための一定の書類を、当期の確定申告書の提出期限までに作成し又は取得し、保存しなければならない。

問1(3) (14点)

〔1〕 A社の専務取締役aの場合 (10点)
(1) 税務上の処理 (3点)
A社がA社の専務取締役aに行った本件譲渡について、土地売上高及び原価の額の取扱いについては問1(1)と同様①である。
なお、aは税務上の役員に該当し、aに対する本件譲渡における時価100,000,000円と対価40,000,000円との差額に相当する金額60,000,000円は経済的な利益に該当し、給与の額に含まれるが、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しない①☆。
したがって、その給与60,000,000円は、1項基準により当期の損金の額に算入されない①。

問1(3) (続き)

(2) 法的な理由 (7点)
① 損金不算入 (1項基準額) (2点)
内国法人がその役員に対して支給する給与 (退職給与で業績連動給与に該当しないもの、使用人兼務役員に対する使用人分給与及び3項基準額の適用があるものを除く。①において同じ。) のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、各事業年度の損金の額に算入しない。
(イ) 定期同額給与
(ロ) 事前確定届出給与
(ハ) 業績連動給与で一定の要件を満たすもの
② 経済的利益 (1点)
①に規定する給与には、債務免除益その他の経済的な利益を含むものとする。
③ 定期同額給与 (1点) ☆
定期同額給与とは、その支給時期が1月以下の一定期間ごとである給与 (以下「定期給与」という。) でその事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与をいう。
④ 事前確定届出給与 (2点)
(イ) 意義 (1点)
事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に、確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは特定譲渡制限付株式等を交付する旨の定めに基づいて支給する給与で、定期同額給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものをいう。
なお、次の給与以外の給与については、納税地の所轄税務署長に所定の届出をしていること。
① 同族会社に該当しない内国法人が定期給与を支給しない役員に対して支給する金銭による給与
② 株式等による給与等で一定のもの
(ロ) 届出期限 (1点) ☆
事前確定届出給与の届出期限は、次の区分に応じ、それぞれに定める日とする。
① 通常届出の場合……次のいずれか早い日
(a) 役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めをした株主総会等の決議をした日 (同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、その開始する日) から1月を経過する日
(b) 会計期間開始の日から4月を経過する日
⑤ 業績連動給与 (1点) ☆
(次ページへ続く)

問1(3) (続き)

その金銭の額等の算定方法が職務執行期間開始日以後に終了する事業年度の利益の状況を示す指標（有価証券報告書に記載されるものに限る。）等を基礎とした客観的なものであること等の一定の要件を満たすもの
〔2〕 aの配偶者であるA社の経理担当の使用人bの場合（4点）
(1) 税務上の処理（3点）
A社がaの配偶者であるA社の経理担当の使用人bに行った本件譲渡について、 <u>土地売上高及び原価の額</u> の取扱いについては問1(1)と同様①である。なお、bは <u>特殊関係使用人</u> に該当し、bに対する本件譲渡における時価100,000,000円と対価40,000,000円との差額に相当する金額 <u>60,000,000円は経済的な利益に該当し、給与①に含まれる</u> 。なお、A社の全ての使用人に等しく適用される就業規則に基づき、A社とbとの間で締結された雇用契約の定めに従って、銀行に振り込まれた3,600,000円が給与としての相当額と想定される。
したがって、経済的な利益による給与 <u>60,000,000円は、すべて不相当に高額な部分の金額となり、当期の損金の額に算入されない①</u> 。
(2) 法的な理由（1点）
① 特殊関係使用人給与の損金不算入
内国法人がその役員と特殊の関係のある使用人に対して支給する給与（債務免除益その他の経済的な利益を含む。）の額のうち不相当に高額な部分の金額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

問2（10点） ※**人格のない社団等であることを前提に正答とする。**

〔1〕 課税関係及び法的な理由（4点）
(1) 課税関係（2点）
A組合は、【事実関係】(1)より、公益法人等には該当せず、【事実関係】(2)より、法人でない社団で代表者又は管理人の定めがあるものに該当するため、 <u>人格のない社団等となる①☆</u> 。したがって、人格のない社団等は、法人とみなして法人税法の規定を適用する。また、A組合が建物賃貸借契約に基づいてマンション（建物）の一部（屋上部分）を他の者に使用させ、毎月適正な賃料の支払いを受ける行為は、 <u>収益事業（不動産貸付業）に該当するため</u> 、A組合はその収益事業から生じた所得に対して各事業年度の所得に対する <u>法人税が課され①☆</u> 、各区分所有者からの管理費の徴収分については、収益事業以外の事業から生じる所得であるため、各事業年度の所得に対する法人税は課されない。
また、【事実関係】(3)の収入及び支出は非収益事業に係るものであり、当期の所得計算には関係しない。
(2) 法的な理由（2点）(①②で1点☆、③で1点★)
① 内国法人は、法人税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合等に限る。
(次ページへ続く)

問2 (続き)

② 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得については、各事業年度の
所得に対する法人税を課する。
③ 収益事業とは、販売業、製造業その他の一定の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう。
〔2〕 税率 (2点) () 書き以外①☆、() 書き①★
所得の金額のうち年800万円超は23.2%となり、所得の金額のうち年800万円以下は15% (事業年度が令和8年4月1日から令和8年12月
31日であり、1年未満であるため、年800万円× $\frac{8}{12}$ 以下の金額が15%)、なお、所得の金額が年10億円超の場合には17%となる。
〔3〕 事業年度 (2点)
規約等において特に会計期間は定められていないため、人格のない社団等がその届出をしない場合には、その会計期間は <u>その年の1月</u>
<u>1日から12月31日までの期間①☆</u> とする。なお、人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合のその開始した日の属する年について
は、その開始した日 (令和8年4月1日) から12月31日までの期間とする。したがって、 <u>A組合の事業年度は、令和8年4月1日から令和8年</u>
<u>12月31日となる①★</u> 。
〔4〕 経理に当たって税務上求められる株式会社の場合とは異なる事項 (1点) ★
A組合は、人格のない社団等であり、〔1〕より、収益事業から生ずる所得があり、各区分所有者から管理費を徴収していることか
ら、収益事業以外の事業から生ずる所得があるため、 <u>収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関す</u>
<u>る経理とを区分して行わなければならない</u> 。
〔5〕 所轄税務署に対して行うべき株式会社の場合とは異なる手続 (1点) ★
内国法人である人格のない社団等 (A組合) は、 <u>新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日 (令和8年4月1日) 以後2月 (令</u>
<u>和8年5月31日) 以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその開始した時における収益事業に係る貸借対照表等で定める書類を添付</u>
<u>し、これを納税地の所轄税務署長に提出</u> しなければならない。
(1) その納税地
(2) その事業の目的
(3) その収益事業の種類
(4) その収益事業を開始した日

〔第二問〕

問 1

〔資料 1〕

加算・ 減算	項目	総額	留保	社外流出
減算	納税充当金から支出した事業税等の額	3,018,000	① 3,018,000	
加算	損金計上納税充当金	31,925,400	① 31,925,400	
加算	損金計上法人税等	5,662,500	① 5,662,500	
加算	損金計上住民税	677,800	① 677,800	
加算	損金計上附帯税等	2,700		① 2,700
加算	損金計上罰金等	12,000		① 12,000
加算	未払不動産取得税否認	2,560,600	① 2,560,600	
計算過程				
〔納税充当金から支出した事業税等の額〕 $11,894,600 - 7,780,900 - 1,095,700 = 3,018,000$				
〔損金計上納税充当金〕 $21,855,300 + 1,842,700 + 8,227,400 = 31,925,400$				
〔登録免許税〕 <u>取得価額に算入しないことができるものであり、損金経理しているため、税務上調整すべき金額はない。</u> ① ☆				

〔資料 2〕

加算・ 減算	項目	総額	留保	社外流出
加算	一括償却資産損金算入限度超過額	250,000	① ☆ 250,000	
計算過程				
〔機械装置 A〕 補修整備に要した費用 2,000,000 円は、機械装置 A の価値を高め、その耐久性を増すものでないため、資本的支出に該当しない。したがって、<u>修繕費として損金の額に算入されるため、税務上調整すべき金額はない。</u> ① （次ページへ続く）				

[資料 2] (続き)

計算過程	
〔器具備品 B（21 台分）、器具備品 C〕	
(1) 125,000、350,000+25,000=375,000<400,000	} ①
(2) 125,000×21 台+375,000=3,000,000≤3,000,000× $\frac{12}{12}$ =3,000,000 ∴調整なし	
〔器具備品 B（3 台分）〕	
(1) 損金算入限度額	
125,000×3 台× $\frac{12}{36}$ =125,000	
(2) 損金算入限度超過額	
125,000×3 台-(1)=250,000	

[資料 3]

加算・減算	項目	総額	留保	社外流出
加算	G 社株式計上もれ	1,782,000	① 1,782,000	
減算	受取配当等の益金不算入額	24,730,926		①☆ 24,730,926
加算	法人税額から控除される所得税額	473,141		① 473,141
計算過程				
〔みなし配当金〕				
(1) 取得金銭等の額				
10,800,000				
(2) 資本金等の額				
(注)				
① $120,000,000 \times 0.167 = 20,040,000$				
(注) $\frac{30,000,000}{180,000,000} = 0.1666\cdots \rightarrow 0.167$ (小数点以下 3 位未満切上) ① ※ () はなくても○				
② $20,040,000 \times \frac{18,000 \text{ 株}}{50,000 \text{ 株}} = 7,214,400$				
(3) (1) - (2) = 3,585,600				
(次ページへ続く)				

計算過程	
〔有価証券〕	
(1) 税務上簿価	
	$54,000,000 - 54,000,000 \times 0.167 = 44,982,000$
(2) 会社上簿価	
	$54,000,000 - 10,800,000 = 43,200,000$
(3) (1) - (2) =	1,782,000
〔受取配当等の益金不算入額〕	
(1) 受取配当等の額	
① 完全子法人株式等	20,000,000①
② 関連法人株式等 (みなし配当)	3,585,600①
③ その他の株式等	1,200,000①
	(注)
④ 非支配目的株式等	$3,800,000 - 356,250 = 3,443,750①$
(注) (イ)	$2,000 \text{ 株} \times \frac{8,000 \text{ 株} \times \frac{3,000 \text{ 株}}{5,000 \text{ 株} + 3,000 \text{ 株}}}{8,000 \text{ 株}} = 750 \text{ 株}$
(ロ)	$\frac{3,800,000}{8,000 \text{ 株}} \times 750 \text{ 株} = 356,250$
(2) 控除負債利子	
① 原則	
	$3,585,600 \times 4\% = 143,424$
② 特例	
(イ) 支払利子総額	
	$4,452,300 + 250,000 = 4,702,300$
(ロ) (イ) $\times 10\%$ =	470,230①
③ ① < ② $\therefore$	143,424
(3) 益金不算入額	
	$20,000,000 + (3,585,600 - 143,424) + 1,200,000 \times 50\% + 3,443,750 \times 20\% = 24,730,926$
	控除負債利子をマイナス及び割合で①
〔法人税額から控除される所得税額〕	
株式・出資 ($\frac{1}{12} < \frac{1}{2}$ $\therefore$ 簡便法)	
	$581,970 \times \frac{5,000 \text{ 株} + (8,000 \text{ 株} - 5,000 \text{ 株}) \times \frac{1}{2}}{8,000 \text{ 株}} (0.813) = 473,141$
(次ページへ続く)	

[資料 3] (続き)

計算過程				

[資料 4]

加算・ 減算	項目	総額	留保	社外流出
減算	貸倒引当金繰入超過額認容 (H社)	5,000,000	① 5,000,000	
加算	貸倒引当金繰入超過額 (H社)	3,000,000	① 3,000,000	
加算	貸倒引当金繰入超過額 (I社)	2,000,000	①★ 2,000,000	
加算	貸倒引当金繰入超過額 (一括)	3,286,160	①★ 3,286,160	
加算	貸倒損失否認 (J社)	130,000	① 130,000	
計算過程				
(前期) 〔個別評価 (H社)〕 (1) 繰入限度額 $50,000,000 - 8,000,000 - 3,000,000 \times 6 \text{回} - 12,000,000 = 12,000,000$ (2) 繰入超過額 $17,000,000 - (1) = 5,000,000$ 〔一括評価〕 (1) 繰入限度額 5,255,365 (2) 繰入超過額 $5,000,000 - (1) = \triangle 255,365$ (切捨)				
(次ページへ続く)				

計算過程	
(当期)	
〔個別評価〕	
(1) H 社	
① 繰入限度額	$36,000,000 - 3,000,000 \times 4 \text{ 回} - 12,000,000 = 12,000,000$
② 繰入超過額	$15,000,000 - \text{①} = 3,000,000$
(2) I 社	
① 繰入限度額	0
② 繰入超過額	$2,000,000 - \text{①} = 2,000,000$
〔一括評価〕	
(1) 繰入限度額	
① 実績基準額	
(イ) 一括評価金銭債権の額	
	$\begin{array}{ccccc} & \text{D 社} & & \text{J 社} & & \text{未収地代} \\ (759,353,000 - 65,333,000 \text{①} + 130,000 \text{①}) & + & 145,750,000 & + & 3,500,000 = 843,400,000 \end{array}$
(ロ) (イ) × (注) 0.0079	$= 6,662,860$
	H 社個別貸引繰入額
(注)	$\frac{(335,000 + 502,000 + 8,765,000 + 12,000,000) \times \frac{12}{36}}{(866,774,000 + 490,000 + 921,823,000 + 703,000 + 978,256,000 + 990,000) \div 3} = 0.00780\cdots$
	→0.0079 (小数点以下 4 位未満切上) ①☆
② 法定基準額	※ () はなくても○
(イ) 一括評価金銭債権の額	
	843,400,000
(ロ) 実質的に債権とみられないものの額	
① 原則法	
(a) F 社	$750,000 < 9,952,000 \quad \therefore 750,000$
(b) I 社	$3,950,000 > 420,000 + 2,000,000 = 2,420,000 \quad \therefore 2,420,000$
(c) 未収地代	$3,500,000 > 1,000,000 \quad \therefore 1,000,000 \text{①} \star$
(d)	$(a) + (b) + (c) = 4,170,000$
② 簡便法	
(a) 控除割合	$0.00535 \rightarrow 0.005 \text{ (小数点以下 3 位未満切捨) } \text{①} \quad \text{※ () はなくても○}$
(b) 控除額	$843,400,000 \times 0.005 = 4,217,000$
㊦ ㊧ < ㊨	$\therefore 4,170,000$
(ハ) {(イ) - (ロ)} × $\frac{8}{1,000}$ ①	$= 6,713,840$
③ ① < ②	$\therefore 6,713,840$
(2) 繰入超過額	
	$10,000,000 - (1) = 3,286,160$

[資料 5]

加算・減算	項目	総額	留保	社外流出
加算	繰延資産償却超過額（広告宣伝用資産）	578, 125	① 578, 125	① 2, 600, 000
加算	土地計上もれ	500, 000	① 500, 000	
加算	交際費等の損金不算入額	2, 600, 000		
減算	土地取得価額減額	122, 641	① 122, 641	
計算過程				
〔繰延資産〕				
(1) 償却期間				
$6 \text{ 年} \times \frac{7}{10} = 4.2 \text{ 年} \rightarrow 4 \text{ 年} < 5 \text{ 年} \quad \therefore \underline{4 \text{ 年}} \textcircled{1}$				
(2) 償却限度額				
$750, 000 \times \frac{11 \text{ 月}}{4 \text{ 年} \times 12 \text{ 月}} = 171, 875$				
(3) 償却超過額				
$750, 000 - (2) = 578, 125$				
〔交際費等の損金不算入額〕				
(1) 支出交際費額				
(注 2)				
$1, 300, 000 + 500, 000 + 8, 800, 000 = \underline{10, 600, 000} \textcircled{1}$				
(注 1) $\frac{150, 000}{15 \text{ 名}} = \underline{10, 000} \leq 10, 000 \quad \therefore \underline{\text{損金}}$				
(注 2) $\frac{500, 000}{4 \text{ 名}} = \underline{125, 000} > 10, 000 \quad \therefore \underline{\text{交際費}}$				
} ①				
(2) 損金算入限度額				
① 接待飲食費損金算入基準額				
$(500, 000 + 8, 800, 000) \times 50\% = \underline{4, 650, 000} \textcircled{1}$				
② 定額控除限度額				
$8, 000, 000 \times \frac{12}{12} = 8, 000, 000$				
③ ① < ② $\therefore 8, 000, 000$				
(3) 損金不算入額				
$(1) - (2) = 2, 600, 000$				
〔土地取得価額減額〕				
$2, 600, 000 \times \frac{500, 000}{10, 600, 000} = 122, 641$				

問 2

番号	項目	金額	計算過程
(1)	繰延資産償却 家賃	① 83,333 ①★ 1,000,000	(1) 償却期間 3 年 (2) 償却費 $1,000,000 \times \frac{3\text{月}}{3\text{年} \times 12\text{月}} = 83,333$ 支出日から 1 年以内に提供を受ける 役務に係るものではないため、 短期前払費用の取り扱いなし。
(2)	家賃	①★ 1,009,800	(1) $122,400 \times 36\text{月} - 4,039,200 = 367,200$ $\leq 4,039,200 \times 20\% = 807,840$ ①★ (2) $3\text{月} \leq 9\text{月} \times 50\%$ (1)かつ(2) ∴課税上弊害がない $4,039,200 \times \frac{9\text{月}}{3\text{年} \times 12\text{月}} = 1,009,800$
(3)	家賃	①★ 720,000	(1) $360,000 \times 24\text{月} - 6,480,000 = 2,160,000$ $> 6,480,000 \times 20\% = 1,296,000$ ①★ (2) $6\text{月} > 7\text{月} \times 50\%$ (1)又は(2) ∴課税上弊害がある $360,000 \times 2\text{月} = 720,000$
(4)	減価償却	① 1,320,000	$4,400,000 \times \frac{12\text{月}}{(\text{注})40\text{月}} = 1,320,000$ ① (注) $5\text{年} \times 12\text{月} - 20\text{月} = 40\text{月}$
(5)	減価償却 支払利息	①★ 10,240,000 ①★ 2,400,000	(1) 償却費 $51,200,000 \times 0.200 = 10,240,000$ (2) 支払利息 $(67,200,000 - 48,000,000) \times \frac{12\text{月}}{8\text{年} \times 12\text{月}} = 2,400,000$ 機械装置 Y の売買はなかったもの とするため、譲渡損 3,200,000 円 は損金の額に算入されない。

□合格ラインの読み口

理論問題については、例年の通りの配点（50点）であり、問1（40点）、問2（10点）の2題体制でした。いずれの問題も事例を前提とした出題であり、問1(1)として「低額譲渡における当事者法人の税務上の処理及び法的な理由」、問1(2)として「グループ法人間の低額譲渡における当事者法人の税務上の処理、処理に伴う必要手続及び法的な理由」、問1(3)として「役員及び使用人に対する低額譲渡における譲渡法人の税務上の処理及び法的な理由」が出題され、問2として「人格のない社団等の課税関係等」が出題されました。問1は、学習項目からの出題が中心でしたが、問2は学習の機会が少ない項目であり、難易度の高い出題でした。

計算問題については、総合問題（40点）、個別問題（10点）の2題体制でした。総合問題は、煩雑な計算が含まれているものの、全体的に解きやすい内容でした。一方で個別問題は「当期の損金算入額を求める」といった問いかけや、「答案用紙の形式」が見慣れないものであったことから、解きづらい内容でした。

理論、計算を合わせると全体のボリュームとしてはやや多かったものと思われます。

【第一問】

問1(2)については、譲受法人が内国法人であるか外国法人であるかの判断材料がないため、国外関連者に係る移転価格税制の想定も可能でしたが、問題資料の与え方、答案用紙の分量などから内国法人として判断することが懸命であったと思われます。なお、問1(1)及び(3)については、学習の範囲内で、時間をかけずに解答することがポイントと言えます。また、問2については完答が難しいため、人格のない社団等としての判断ができ、一言触れられたら十分な解答と思われます。全体としては、答案用紙の分量が不足気味で、端的な解答が求められました。

考察時間を考慮するとボリュームのある出題であり、既学習項目を端的に解答することが求められます。

【第二問】

総合問題については、頻出項目からの出題が多く正答しやすい内容であったため、いかにケアレスミスを少なく解答できたかがポイントであったと言えます。【資料2】器具備品の処理、【資料3】受取配当等の益金不算入、【資料4】貸倒引当金については、調整金額の正答率は低くなるものと思われます。それ以外の箇所は、2～3箇所のミスに留めたいところです。

個別問題については、予想されたリース取引からの出題ではあったものの「フリーレント」「短期前払費用」「リース期間定額法（経過措置）」「セール&リースバック」などが絡む問題であり、出題形式の特殊性も相まって正答率は低くなるものと思われます。「繰延資産」「リース期間定額法（経過措置）」を中心に正答を重ねると有利になるものと思われます。

全体的には、近年の本試験同様、基本項目を正確に解答することが合格のポイントとなります。

ボーダーラインは理論26点、計算31点、合計57点前後になると思われ、合格確実ラインは理論33点、計算38点、合計71点前後になると思われます。

【法人税法】 学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。

なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談も承っておりますので担当講師などお気軽にご相談ください。

・本試験で大原の合格確実ラインを超えている方
・本試験で大原のボーダーラインを超えており、かつ、
直前答練で概ね上位3割以内に入っている方

いずれか
YES
→

次科目の学習をお勧めします。

↓ NO

・直前答練で概ね上位3割以内に入っている方

YES
→

次科目の学習をお勧めしますが、
不安のある方は、併せて経験者年内完結
コースの受講をお勧めします。

↓ NO

・直前答練で概ね上位7割以内に入っている方

YES
→

経験者年内完結コースの受講をお勧め
します。
なお、早期合格のためには、併せて次
科目の学習もお勧めします。

↓ NO

初学者一発合格コースをお勧めします。

法人税法 コース紹介

【初学者一発合格コース】 講義回数：79回（週2回）

学習経験者であっても知識の定着レベルが低い方は経験者コースを受講するより初学者一発合格コースを受講していただき、知識の定着を図っていただくことが税理士試験の合格のために重要となります。基礎から再度学習（確認）できる初学者一発合格コースにおいて1年間かけて無理のない学習をし、確実に知識を定着させることが合格への近道となります。

このコースでは、年内4か月間で法人税法を学んでいく上での必須項目を基礎から重点的に学習していただきます。年明け1月以降には組織再編税制、グループ法人税制等の応用論点を、年内学習の基礎を踏まえた上で修得していただきます。

理論学習と計算学習の相関性を重視しながら、過剰な負担がかからないよう段階的にカリキュラムを構築しておりますので、基本から学び直したいという方にもお勧めのコースになります。

なお、初学者コースと経験者コースの学習範囲に差はございません。

【経験者年内完結コース】 講義回数：14回（週1回）

本試験においてボーダーライン以下となられた方で、受験専門学校の直前答練で上位7割までの学習習熟度であった方を対象としたコースです。

合格発表までの間、実力を維持しつつも、応用力も同時に育むカリキュラムとなっております。無理なく直前期を迎えられるよう学習項目を厳選しておりますので、理論暗記及び計算演習を計画的に行うことができます。

合格発表後、繁忙期を迎える年明け以降の学習に不安のある方にとって最適なコースとなっております。

<主な学習項目>

グループ法人税制、組織再編税制（合併）、配当金（みなし配当、外国配当等を含む）、圧縮記帳、給与関係、債権関係、減価償却、寄附金、交際費

<配付教材>

計算テキスト、計算問題集、理論テキスト、理論問題集、確認テスト